

令和 5 年 3 月 1 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
殿
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

令和 5 年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）

海外に在留する日本人学齢児童生徒に対する教科書については、毎年度、前期用及び後期用の 2 回に分けて文部科学省が在外公館等に対して一括送付し、現地で給与することとしています。

他方、年度途中に出国する日本人学齢児童生徒に係る教科書については、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下「財団」という。）を通じて、あらかじめ日本国内で給与することとしています。国内給与の場合は、別添「令和 5 年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱」に留意の上、年度途中に出国予定の日本人学齢児童生徒に係る教科書の給与事務が円滑に処理されるよう、貴管下の関係機関及び学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、拡大教科書の給与を必要とする日本人学齢児童生徒については、事前に財団へ連絡願います。

なお、「令和 6 年度において、小学校第 1 学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が令和 5 年 1 1 月以降である者」についても給与対象者としているため、所管の幼稚園、保育所、及び幼保連携型認定こども園への当該通知の周知について、遺漏なきようお願いいたします。

各国・地域では出入国制限や検疫体制が強化されている可能性があるほか、事前の予告なしに新たな規制等が導入されたり、検疫によって隔離措置が取られたりするなどの可能性があるため、出国に当たっては外務省の海外安全情報を御確認ください。

〈参考〉

- 海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- 外務省海外旅行登録「たびレジ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 庶務・助成係

TEL : 03-5253-4111（内線 3477）

E-mail : zaigai-kyokasho@mext.go.jp